

青森法政論叢 第20号

2019年8月31日発行

〈論文〉

国際司法裁判所判決の国内裁判所による「承認」および「執行」
の可能性に関する一考察

小 野 昇 平

青森法学会

国際司法裁判所判決の国内裁判所による「承認」および「執行」の可能性に関する一考察

小野 昇平

目次

- I はじめに
- II ICJ 判決の承認・執行に関する判例と学説
- III ICJ 判決の承認・執行の可能性
- IV おわりに

I はじめに

近年、国家間の紛争を国際法に基づいて処理する裁判所である国際司法裁判所（以下、ICJ）において、個人の権利を規定する条約等の違反が認定され、違法行為を構成するとされる国内諸機関の行為の取消等が命じられる事例が散見されるようになってきている⁽¹⁾。しかし、このような事例において被告国の国際法違反が認定されたとしても、当該個人の被害が回復されるために越えなければならないハードルは高いのが現実である⁽²⁾。

すなわち、ICJは個人の権利を定める条約等の違反を認定し、当該違法行為から生じる責任の解除方法として原状回復や再発防止の保証を命じているが、実際にそれが成し遂げられるためには違法行為を構成している国内法上の行為の取消等が必要となる⁽³⁾。しかし、例えばそのような国内法上の行為が、国内裁判所による判決等であった場合、通常国内裁判の再審や再検討が認められる要件は国内法上限定列举されており、そこに規定のない事由を根拠に再審や再検討を認めることは、当該国内裁判所判決の既判力によって保護される法的安定性を揺るがせるとも考えられよう。他方で、ICJによって認定された行為を行うことは国際法上の義務であり、国内法を理由にしてこれを履行しないことが国際法上は認められないことは各所で明示されて

いる通りである⁽⁴⁾。

各国の国内裁判所は、これまでいくつかの機会においてこのようなジレンマに直面し、対応に苦慮してきた。このような問題はこれまで、国際法規範の国内法秩序における効力の問題の一種としての、ICJ判決の国内的効力と自動執行性の問題と捉えられてきた⁽⁵⁾。しかし、ICJの判決そのものは国際法規範ではなく、あくまでも国際法を解釈適用した結果であり、ICJによって命じられた特定の行動は、本来違反を認定された条約等や国家責任に関する国際慣習法によって当該国家に義務付けられているものである。そのように考えれば、ICJ判決そのものを条約等と同列に置き、国内的効力や自動執行性という概念を利用してその国内法秩序における効力を論じることの適切性自体も、同様に検討されるべき問題ではある⁽⁶⁾。

この点、ICJ判決の国内法秩序における効力の問題を、国内的効力や自動執行性という概念に依拠せずに、主として外国判決等⁽⁷⁾との関係で問題とされる「承認」および「執行」という論理を準用して問題を処理しようとする判例や学説が着目に値する。これらの判例、学説は、国内法秩序における効力が問題とされているのがICJという国際裁判所の「判決」であることに着目しており、このような論理に基づいて問題を処理すれば、国内的効力や自動執行性の概念に依拠した上述の

論理の難点を回避することができるように思える。無論このような論理にも問題はあるとはいえ、現状確立した理論が打ち出されていないICJ判決の国内法秩序における効力の問題について、これまでとは別の視角からその解決案を提示するものであると言え、その意味で注目に値する。

以上のような問題意識から本稿においては、まずICJ判決の承認と執行という論理が、これまで論じられてきたICJ判決の国内的効力や自動執行性という問題とどのように異なるのかを整理したうえで、承認や執行という論理を採用する判例や学説を検討し、これを基に、国際法秩序と国内法秩序の垣根を越えたICJ判決の効力の承認や、判決内容の強制執行が実現するための条件を一定程度明らかにすることを試みることにする。

II：ICJ判決の承認・執行に関する判例と学説

1. 「承認」と「執行」制度の趣旨

ICJ判決の承認や執行の可否について、具体的な判例や学説についての検討を行う前に、本稿の視座と射程を明らかにするうえでも、まず一般に外国判決等について設けられている承認および執行の制度の内容とその存在意義を確認しておく必要がある。

外国判決等の承認とは、自国の国家権力によって下されたわけではない判決の効力を内国において認めること⁽⁸⁾であり、執行とはその内容を特別に改めてその国の国家権力によって実現することであるとされる⁽⁹⁾。それゆえ、その承認や執行は、条約等で義務づけられていない限りは各国の自由であり、承認、執行国において定められた条件の下でこれが認められるというものである⁽¹⁰⁾。

また判決等の執行については、このような説明に加え、次のように説明される。以下は日本の法制度についての説明ではあるが、上

述のように外国裁判所の判決等は、一定の要件のもとに日本において効力を認められるが、それらの内容を国家権力により強制的に実現するには、その効力が認められるための要件の審査に慎重を期する必要がある、執行機関ないし執行文付与機関に判定をゆだねることは適切ではないことから、独立の訴えをもってその要件の存在を主張させ、必要的口頭弁論に基づき裁判所が判決をもって強制執行を許す旨を宣言する（執行判決制度）ことになっている。それゆえ、我が国の民訴法では強制執行に適する請求権を表示した外国判決等につき執行判決が確定した場合には、当該外国判決等と執行判決が合体して債務名義となると定められている⁽¹¹⁾。

そして、このような承認および執行の制度の存在意義としては、以下のように説明されている。すなわち、元来ある国の裁判所の判決は、その国の主権の一内容である裁判権の行使として、その効力は外国に及ばないのが原則である。しかし私人の国際的活動が発展する中で、第一に権利を有する当事者に国境を越えた権利保護を与えること、第二に各国間に同じ法律関係につき矛盾した判決が生じることを防止し、私的法律関係、とりわけ婚姻・親子等の人の身分関係の国際的安定を確保することを目的としているとされる⁽¹²⁾。

加えて、執行制度独自の存在意義として、以下のような説明がなされている。すなわち、国際的な私法紛争についての裁判管轄権の所在と執行対象の所在は、必ずしも一致せず、給付を命ずる判決を受けた者の責任財産が判決国以外に存する場合に、その所在国で改めて給付の訴えを提起しなければならないとすれば権利実現の重大な障害となる。そのため、裁判権を有するいずれかの外国の裁判所でなされた給付判決を基礎としつつ、内国での強制執行を許すための要件だけを審査し、それを許す旨を宣言する内国の執行判決を合わせて債務名義とすることを認めて、国

際執行の円滑を図ったというものである⁽¹³⁾。

承認と執行の相違点としては、外国判決の承認が当該判決の効力の内国への拡張であるのに対し、外国判決の執行を許すのは内国に置ける判決効の付与であるとされていることが挙げられる。判決の執行力は、国の強制執行機関を起動して、国の強制執行権の行使たる執行手続きを現実実施させる効力であり、その本質上、領域的に判決国の主権が及ぶ範囲に局限され、判決国法が判決に付与した効力そのものを内国で実現することはできない。それゆえ、外国判決の執行が許されるのは、執行判決という手段によって外国判決を内国の債務名義に包摂することによって執行力を認めたからであると説明されるのである⁽¹⁴⁾。

2. 「承認・執行」と「国内的効力・自動執行性」の違い

先に触れたように、また以下で詳述するように、ICJ 判決の国内法秩序における法的効力について、外国判決等の承認および執行の論理を準用するアプローチが国内判例および学説において散見されている。このような形で判決の国内法秩序における効力を認めようとする論理は、これまで条約等の国内法秩序における効力について論じられてきた、国内的効力や自動執行性と言った概念を援用する論理とどのように異なるのだろうか。外国判決等の承認および執行に関する上記の説明に照らして、以下この点を整理し、このアプローチの特徴を明らかにする。

外国判決等も、条約などの国際法規範も、これが国内において効力を有する場合があります、それは特段の国際法上の定めがない限り、原則としてその国の国内法の規定によるという点では両者は共通する点を有する。しかし、国内裁判所による承認や執行という手続は、あくまでも裁判所の判決についてのみ問題になるものであり、国内的効力や自動執

行性という、主として条約等との関係で論じられてきた概念とはそもそもその目的を異にする。

外国判決等の承認の目的は上述の通り、私的法律関係の安定や当事者の権利保護の観点であり、さらに、承認の対象となる判決は外国判決等である以上、これを承認する裁判所は承認の対象となる判決等（を下した裁判所等）と直接の関係を有する必要はない。他方で条約等の国内的効力や自動執行性については、当該条約等に拘束される国はそこで定められた国際法上の義務を履行する必要がある、そのための一つの手段として当該条約等に国内的効力を与え、場合によっては自動執行性を有するものとして国内において直接適用するというものである。条約の国内的効力や自動執行性が国内裁判所において問題となるのも、これは当該条約に拘束され、当該条約を履行する義務を負う国の国内裁判所においてであり、この点でも承認や執行といった手続きとは異なる。また両者はいずれも無条件で国内法秩序における効力を認めるものではないものの、その条件は異なる。例えば外国判決等の承認・執行については、それを行って判決等の効力を受容することが法秩序の基本を害する場合には承認をしないことが認められる（いわゆる公序の問題）⁽¹⁵⁾が、条約等の、特に自動執行性については、当該条約等が国内において法として通用するに足る程度の明確性や完全性が要求される⁽¹⁶⁾。一例ではあるが、この点を見ても両者はその効力を認められるための条件を異にする⁽¹⁷⁾。

そのように考えれば両者は異なる制度であり、もたらされる結果は同じだとしても、ICJ 判決の国内的効力および自動執行性の問題を ICJ 判決の国内裁判所による承認・執行と同じものと考えすることはできず、やはり別個の論理として検討をする必要がある⁽¹⁸⁾。本稿ではこのような理解の下で判例および学説の検討を行っていく。

3. 判例と学説

(a) Socobel v. Greek State 事件

ICJ 判決について、外国判決等の承認および執行の論理を準用してその国内法秩序における効力の問題を処理したケースとして挙げられるのは、まず1939年のベルギー商事会社事件 PCIJ 判決⁽¹⁹⁾の国内裁判所における法的効力が問題となった事例である Socobel v. Greek 事件におけるブリュッセル民事裁判所の判決である⁽²⁰⁾。同判決およびそこで問題とされた PCIJ の判決については、すでに各所で紹介されている⁽²¹⁾ため、以下では概要と問題点を簡潔に示すこととする。

国内法秩序における効力が問題とされた PCIJ の判決は、ベルギー企業である Socobel 社に対するギリシャ政府の債務不履行を認め、一定金額の支払いを命じた仲裁判断がギリシャ政府によって遵守されないことから、Socobel 社が本国ベルギー政府に保護を求め、ベルギー政府がギリシャを相手取って PCIJ に訴えを提起したものである⁽²²⁾。PCIJ は1939年6月15日の判決で、上記仲裁判断は Socobel 社とギリシャの間で確定的で、義務的 (definitive and obligatory) であるとしたが⁽²³⁾、この PCIJ 判決の後もギリシャ政府が金銭を支払わなかったため、債権者である Socobel 社はギリシャ政府を相手取り仲裁判断で命じられた上記金銭の支払いを求めブリュッセル民事裁判所に訴えを起こした。この裁判が、本稿との関係で問題となるものである。

1951年4月30日の判決で民事裁判所は、原告がベルギーの裁判所によって執行判決を得るまでは原告に対する支払いはなされないと判断し、PCIJ 判決の執行という側面についてもこれを否定した。この点の民事裁判所の判断は重要であるため以下に引用する。

「原告は、国家間の紛争について判断する PCIJ から得た判決がベルギー国内裁判所に

において執行許可状 (exequatur) を要すると考えられてはならないと主張する。あるべき法としては (*de lege ferenda*) そのような執行許可状からの免除は受け入れられるし、又は正当でさえあるかもしれない。しかしながら、現時点でそのような原則をベルギー国内法システムに導入するような国際約束はなされていない。」⁽²⁴⁾

この事件における原告 Socobel の主張は、PCIJ 判決の国内裁判所による「執行」を問題とするものであり⁽²⁵⁾、ブリュッセル民事裁判所は、PCIJ 判決の国内的効力や自動執行性という論理ではなく、PCIJ 判決の執行を、外国判決の執行になぞらえて判断したものと捉えられる。そして、外国判決の執行に求められる国内法上の要件を満たしていないため、PCIJ 判決がベルギー国内において執行力を持つことは否定されると判断したのである。

(b) Torres v. State 事件オクラホマ州刑事控訴裁判所命令⁽²⁶⁾

ICJ 判決について、その国内法秩序における効力を、外国判決等の承認および執行の論理を準用して判断したと捉えられる事例としても一つ挙げられるのは、ICJ の Avena その他のメキシコ国民事件判決の効力が問題となった Torres v. State 事件オクラホマ州刑事控訴裁判所命令である。問題となった ICJ 判決やこのオクラホマ州裁判所の命令の概要は、上記の Socobel 事件同様、各所で紹介されている⁽²⁷⁾ため、以下では本稿に関連する部分の概要を記すこととする。

Avena 事件 ICJ 判決においてアメリカの領事関係条約違反が認定され、本件の原告の Torres についても ICJ は、死刑を宣告した裁判の再審および再検討を行わなければならないと命じたことから、Torres はこの ICJ 判決を根拠に再度の非常救済手続の利用 (Subsequent Application for Post-Conviction Relief) を

申し立て、2004年5月13日、オクラホマ州刑事控訴裁は、この申し立てを認容し、事件を第一審 (trial court) に差し戻す命令を下した⁽²⁸⁾。

オクラホマ州の非常救済手続規則 (post-conviction procedural rules) は、ICJ 判決の援用を明記しておらず⁽²⁹⁾、その意味で本件命令は、法律上明記されていないにもかかわらず ICJ 判決を援用したものと捉えられ、したがって、黙示的にはあるが、連邦最高裁や、連邦控訴裁、オクラホマ州控訴裁によって下された判決と同等の法的地位を有する、新たに得られた法的基礎として、ICJ の Avena 事件判決を援用したものと捉えられる⁽³⁰⁾。

命令自体は、このような ICJ 判決の援用が可能となった理由を示していないが、本命令に付された Chapel 判事の同意意見 (concurring Opinion) がこの点の説明を行っている。判事はまず、アメリカ憲法の最高法規条項を根拠として、アメリカが国家として条約の条項に拘束されるならば、オクラホマ州刑事控訴裁もこの条項により、領事関係条約とその紛争の義務的解決に関する選択議定書 (以下、紛争解決議定書) に拘束されることになると述べる⁽³¹⁾。最高法規条項は、条約の国内的効力を定める規定であり、ここまでの主張は、領事関係条約や紛争解決議定書の国内的効力が認められるという主張である。

Chapel 判事は続けて、「当裁判所が条約それ自体に拘束されるならば、われわれは Avena 判決に十分な信頼と信用 (full faith and credit) を与える義務がある。」と述べる⁽³²⁾。「十分な信頼と信用」とは、アメリカ連邦憲法第4条1項に規定されるものであり、裁判所との関係では、州の裁判所が他州の裁判所の判決を尊重し、これを承認しなければならないとするものである⁽³³⁾。したがって、ここまでの Chapel 判事の主張を整理すれば、①最高法規条項によって領事関係条約や紛争解決議定書が国内的効力を認められ、国内裁判

所もこれらの条約に (国内法上) 拘束される。そして、②国内裁判所がこれらの条約に拘束されるのであれば、裁判所は ICJ 判決を承認する義務があるということになる。ここまでではなぜ①から②の義務が生じるのかについての説明はなく、①②の関係はいささか不明確ではあるが、Chapel 判事の同意意見はさらに以下のように続き、この点を説明している。

すなわち Chapel 判事は、領事関係条約の紛争解決議定書は領事関係条約の解釈または適用に関する紛争を ICJ における裁判によって解決することを規定しており、Avena 事件 ICJ 判決はこの紛争解決議定書に規定される手続 (process) の産物であると指摘する⁽³⁴⁾。その上で、Avena 事件 ICJ 判決に至る手続は条約 (議定書) それ自体によって認められているものであり、したがって「当裁判所は当該条約と Avena 事件判決に拘束される」と述べている⁽³⁵⁾。

このような Chapel 判事の意見については、以下二通りの論理が組み合わさったものであると評価できる。すなわち上記①の部分に着目すれば、Chapel 判事の意見は、条約の国内的効力を認める最高法規条項に依拠している点では、ICJ による紛争解決を定めた条約が国内的効力を有することから、間接的に ICJ 判決の国内法秩序における効力も認められるというものである。このような主張自体は他の国内判例においても散見されるものである⁽³⁶⁾。他方②の部分に着目し、Chapel 判事の意見が、ICJ の Avena 事件判決が国内裁判所を拘束する理由として、他の州裁判所判決の「承認」を義務づける「十分な信頼と信用」というアメリカ法上の概念を用いていることを考えると、この意見はまた異なる主張を含むと解することができる。すなわちこの意見は、ICJ 判決の承認が、ICJ 判決の既判力等がアメリカ国内において認めることと同義であり、それゆえ刑事控訴裁も ICJ 判決に

従って、裁判の再審および再検討を行うことを義務づけられるという趣旨に捉えられるのである。

この点、アメリカ連邦憲法第4条の「十分な信頼と信用」条項は、少なくとも判例においては、州裁判所間、州裁判所と連邦裁判所間の文脈でのみ問題となるものであるとされており⁽³⁷⁾、その意味で通常は国際裁判所の判決の承認に関わるものではない⁽³⁸⁾。Chapel 判事はこの点について説明をしていないが、このような「十分な信頼と信用」条項は国際裁判所との関係でも適用されるものであるとの考えもある。Alford は、この「十分な信頼と信用」条項に基づいてその判決の承認および執行を義務づけられる国際裁判所として、投資紛争解決センター（ICSID）仲裁を挙げる。その理由は、その設立条約である ICSID 条約第53条および第54条において ICSID 条約第4章に基づいて設置された仲裁裁判所判決の承認と執行が義務づけられていること、そしてアメリカにおけるその履行立法において、そのような仲裁判断はアメリカ国内の州の裁判所判決と同様に「十分な信頼と信用を与えられなければならない」と規定されていることであった⁽³⁹⁾。Alford はこの点についてさらに、判決の執行という文脈では ICSID に限られるであろうとしつつも、「十分な信頼と信用」条項を、判決の既判力を認め、国際裁判所で解決された問題を国内裁判所で再度争うことを禁止する趣旨であると解するならば、その限りにおいて他の国際裁判所についてもこのような「十分な信頼と信用」条項に基づいた既判力の承認は認められるとする。そしてこのような既判力の承認は、国内立法という形での連邦の委任（federal mandate）または、国際裁判所の判決をそのようなものとして扱うことを国内裁判所に命じる自動執行的な条約が存在することを条件とすると述べるのである⁽⁴⁰⁾。

この「十分な信頼と信用」条項と ICJ 判決

の関係についての Alford の見解は以下（c）において検討するが、このような Alford の主張と併せて考えれば、Chapel 判事の主張は、ICJ 判決の基礎となる管轄権規定が国内的効力を有し、国内裁判所がこれに拘束されれば、州控訴裁も ICJ 判決に「十分な信頼と信用」を与え、ICJ 判決を承認し、ICJ 判決によって命じられた再審および再検討を行わなければならないという主張であると整理できる。

（c）その他の学説

Socobel 事件や Torres v. Oklahoma 事件において ICJ 判決の国内法秩序における法的効力を判断する際に用いられた、ICJ 判決の承認・執行という論理を支持していると考えられる論者としては O'Connell があげられる。

O'Connell は先に検討した Socobel v. Greek 事件が ICJ 判決と外国判決等を同様に扱って、その執行を拒否したことを批判する。O'Connell は、国内裁判所において ICJ 判決が執行されることを確保するために、国内法を整備するか、代替案として ICJ 判決を国際仲裁判決と同様に扱い、外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約の適用を提案する⁽⁴¹⁾。ニューヨーク条約については、O'Connell 自身も認めるように、ICJ の判決と外国仲裁判断は伝統的に区別されており⁽⁴²⁾、この両者を同様に扱うことは困難であろうが、ICJ 判決の国内法秩序における効力の問題を、外国判決等の承認・執行という論理を準用して解決しようとするアプローチを採用している点は、（a）（b）で検討した事例と共通している。

また、O'Connell が問題視した Socobel v. Greek 事件については、Rosenne による言及もある。Rosenne は、Socobel v. Greek 事件に関し、PCIJ 判決の国内裁判所による執行のためには執行許可状が必要であるとしてその執行力を否定する根拠となったベルギーの

国内法制度について、これが国際連盟規約第13条⁽⁴³⁾と両立するかについて疑問視している⁽⁴⁴⁾。このRosenneの主張は、PCIJ判決の国内法秩序における効力の問題を、少なくともこのSocobel事件の文脈においては、外国判決等と同じようにベルギー国内裁判所による執行の問題であるとし、ICJ(PCIJ)判決については連盟規約13条の観点から執行許可を不要とするべきであるとの主張である。その意味でこの主張は、Socobel事件判決自体や、O'Connelの主張と同様に、国内的効力や自動執行性といった概念に依拠せずに、ICJ判決の効力を国内において認めるかどうかを判断しようとするものであるとも捉えられる。

また、上述のようにAlfordは、国際裁判所判決の既判力をアメリカ憲法上の「十分な信頼と信用」条項に基づき承認することができる⁽⁴⁵⁾と主張するのであるが、これに加えて、一定の条件の下で国内裁判所がICJ判決を承認しなければならないと主張する。Torres v. Oklahoma事件のChapel判事の同意意見を検討する際に触れたように(上記(b))、Alfordの主張は、国内立法または国際裁判所の判決をそのようなものとして扱うことを国内裁判所に命じる自動執行的な条約が存在することを、(ICSID以外の)国際裁判所判決が「十分な信頼と信用」条項に基づいて既判力を承認されるための条件であるとしていた。そしてICJについてAlfordは、国連憲章第94条およびICJ規程第59条を解釈し、これらの規定は、その当事国間の関係において、その事件限りで自動執行性を有し、それゆえに十分な信頼と信用条項に基づいてICJ判決を外国判決等と同じように「承認」しなければならないとするのである⁽⁴⁵⁾。

III ICJ判決の承認・執行の可能性

1. ICJ判決の承認・執行による履行

上記IIにおいて検討してきた判例や学説において散見されるこのような承認・執行というアプローチについては、II.1で述べたとおり、条約等の国内的効力や自動執行性の論理とは異なる論理であるが、問題となっているのが外国判決等ではなく、ICJ判決であること、そしてその大本となっている外国判決等の承認・執行制度の存在理由と照らし合わせるとその妥当性には疑問符が付く。

すなわちII.3で検討した事例を含め、ICJ判決の国内法秩序における効力の問題は、そもそも訴訟当事国による判決履行の文脈においてのみ問題とされており、外国判決等の承認や執行の場面のように、前訴の法廷地国ではない訴外第三国において当事者同士が同じ問題を争ったり、法的関係の確定を求めたりするものではないということである。前述のように、外国判決等はこれを承認や執行する国家とは当該判決が下された時点で関係を有する必要はない。すなわち、判決の承認や執行という論理を採用すれば、ICJ判決を履行する義務を有する訴訟当事国の国内裁判所はもとより、訴外第三国の国内裁判所もこれを承認または執行することが想定されるのである。

この点、Alfordも、ICJ判決に十分な信頼と信用を与えることにより、その既判力を承認する義務がアメリカ国内裁判所にはあると主張するが、そのような既判力の承認は、アメリカが訴訟の当事国であり判決の履行義務を負う場合か、ICSIDのようにそのような承認を義務づける条約の当事国である場合に限定され、さらにそれは、同一当事者が同一の紛争について再度争うことを防ぐものであると述べている⁽⁴⁶⁾。その意味では、訴外第三国の国内裁判所までもがICJ判決の既判力を

承認しなければならないとは考えられておらず、またそのような限定された場合以外にICJ判決の承認が認められるとも述べていないのである。

Chapel 判事の同意意見も同様に、ICJ判決を「十分な信頼と信用」条項に基づいて承認するというだけではなく、それが義務付けられる条件としてICJによる義務的紛争解決を規定した領事関係条約の紛争解決議定書の国内的効力（あるいは自動執行性）を前提としている⁽⁴⁷⁾。そう考えると、ICJ判決を承認することによって国内裁判所における法的効力を認めようとする立場、特にアメリカにおける「十分な信頼と信用」条項に基づく承認を認めようとする立場は、あくまで訴訟当事国の国内裁判所がICJ判決の効力を承認することによりICJ判決の履行義務を果たすことができる」と主張しているものであると捉えられる。

本来、ICJ判決を履行する義務を有する訴訟当事国の国内裁判所として、そのような履行義務が国家として課されていることから、国内裁判所もICJ判決と矛盾するような判断を下してはならないという主張と、外国判決等の承認・執行の論理を準用してICJ判決の既判力を認めるべき、あるいはICJ判決の執行力を認めるべきであるとする主張は異なる論理である。その意味ではTorres v. Oklahoma事件におけるChapel判事の意見やAlfordの主張は、入口においては後者の主張であったものが出口においては前者の主張になっているとも捉えられる。

このように、ICJ判決の履行と外国判決等の承認・執行の論理を照らし合わせれば、後者の論理を準用してICJ判決の国内法秩序における効力の有無を判断するという論理にはやはり問題があると言える。しかしここで見方を変え、これらの判例・学説はいずれも判決の履行の文脈を離れてはいないのだが、ICJ判決を履行するために承認・執行するの

ではなく、承認や執行の制度が目的としている当事者の権利保護や法律関係の安定を確保するためにICJ判決を承認・執行すると考えることはできないだろうか。ICJ判決の履行という観点からは、どのような形で履行されるかについての制限はない以上、これが結果としてICJ判決の履行になればそれはそれで問題はなく、そう考えればICJ判決の承認と執行の問題はもう少し検討の余地を残している。

前述のように、外国判決等の承認や執行がなされる目的は「私的法律関係の安定」や「当事者の権利保護」にあるが、ICJはあくまで国際法を適用し、国家間の紛争について判断をする機関であり、またICJ判決の承認が問題となった上記Torres v. State事件は刑事裁判であった。それゆえICJの判決について外国判決の承認や執行の制度を準用することは、少なくとも「私的な」法律関係の安定につながるとは考えにくい。他方で上述のTorres v. State事件においてTorresが請求していたのは、同訴訟の契機となったAvena事件ICJ判決において、ICJが認定した自らに関わる刑事裁判の再審および再検討であり、これはまさにICJにおける訴訟において原告メキシコが主張していたことである。そしてSocobel事件について見れば、PCJにおいて争われたのはSocobel社の債権（を確定させた仲裁判断の有効性）⁽⁴⁸⁾であり、当該債権の強制執行を求めているのがブリュッセル民事裁判所における訴訟であった。その意味では、一見したところ、このような場合にICJ判決を国内において承認または執行することは、法律関係の安定や当事者の権利保護といったその趣旨に合致するものとも思えるのである。

ただし、趣旨には合致するとしても、そのような形でICJ判決の国内法秩序における効力を認めることが法的に認められるかどうかは、より慎重な検討を要する問題である。

ICJ 判決について準用しようとしている外国判決等の承認や執行の論理も、承認が求められる場合と執行が求められる場合とで、その趣旨は同様であるとしても、それが認められるための条件など種々異なる側面を持つ。それゆえこの点は ICJ 判決の承認が求められる場合と、ICJ 判決の執行が求められる場合とに分けて検討する必要がある。

以下それぞれの問題について検討する。

2. ICJ 判決の国内裁判所による承認可能性

(a) ICJ 判決の承認の法的根拠

仮に ICJ 判決が国内において、法律関係の安定や当事者の権利保護の観点から国内裁判所において承認され、その効力を認められるとすれば、それは言い換えれば ICJ 判決の効力が国際法平面と国内法平面の境界を越えて及ぶということになるが、そのような効力の拡張を認めることは理論的に適切だろうか。

まず問題となるのは、ICJ 判決が承認されることの法的根拠である。外国判決等についても、その効力が当然に国内において認められるわけではなく、これをどのような条件の下で認めるか、どのような手続を必要とするかについては各国の国内法や特別の条約によるのであり、この点についての統一の基準は現状存在しない⁽⁴⁹⁾。まして ICJ 判決を外国判決等と同様に承認することを明確に認める国内法は筆者の知る限り存在せず⁽⁵⁰⁾、また同趣旨の普遍的な国際法も存在しない。そのような国内法あるいは条約等が無い場合にまで、ICJ 判決を承認し、国内における効力を認めることができるのかという疑問は当然生じる。他方で ICJ 判決を国内において外国判決等と同様に承認することを禁止する国際法も存在しないと考えられ、それゆえ各国の国内法等において、ICJ 判決の承認を認めることには必ずしも問題はなく、その限りにおいてこのような承認という方法により ICJ 判決の国内法秩序における効力を認めることは理

論的には可能であるように思える。

この点について比較的詳細な検討を行っている Alford は、上述のように (II.3 (c))、米連邦憲法第 4 条の「十分な信頼と信用」条項に基づき ICJ 判決の既判力をアメリカ国内において承認する義務が連邦裁判所にはあると主張する。Alford は、ICJ 判決の承認を義務づける自動執行性を有する条約があるかどうかを検討し、国連憲章第 94 条および ICJ 規程第 59 条は、同一当事者間の同一紛争についてこれを履行する義務があると解する限りにおいて自動執行性を有し、その限りにおいてはアメリカ国内裁判所も ICJ 判決に十分な信頼と信用を与え、承認しなければならないと主張しているのである⁽⁵¹⁾。

しかし、国連憲章や ICJ 規程がどのようにして Alford の主張するような限られた形で自動執行性を有しうるのか、連邦憲法がなぜそのように解釈できるのかについての説明は不十分であり⁽⁵²⁾、結論ありきの主張であるとの印象はぬぐえない。

以上のことから考えれば、ICJ 判決の国内法秩序における効力の問題を外国判決等と同様に「承認」という論理に基づいて認めることは、まずその形式的な根拠という点で理論的な困難を抱えていると言える。

(b) ICJ 判決の既判力の範囲と判決の承認

ICJ 判決の承認の問題に関して次に検討すべきは、承認によって認められる ICJ 判決の効力がどのようなものであり、それはどのような範囲で認められるのかという点である。

この点、ICJ 判決の承認や執行が実際に問題とされた上記 II.3. (a) (b) の事例や、承認や執行という論理に依拠していないものの ICJ 判決の国内法秩序における効力を扱った国内裁判所の事例において問題となっていたのは、ICJ 判決によって当該国内裁判所の法廷地国に対して命じられた具体的な行為を当該国の国内法秩序において実現させようとす

る試みであり、これらの事例において国内裁判所は前訴たる ICJ 判決と矛盾する判断を行わないように求められていた。その意味で、これらの事例で承認を求められている ICJ 判決の効力は既判力ということになろう⁽⁵³⁾。

ICJ 判決の既判力の概念を整理すれば、これにより「当事国」は「同一の紛争主題」について、「後訴の裁判所」において ICJ 判決によって示された判断と異なる主張をすることは認められず、「後訴の裁判所」は ICJ 判決と矛盾する判断を行うことを禁じられることになる（同一当事者、同一紛争主題の要件）。国内における承認の対象となるのも、ICJ 判決のこのような既判力である。そして、日本の民事訴訟法を前提とするならば、承認される既判力の客観的範囲、主観的範囲は当該前訴たる ICJ 判決が国際法上有するとされるものとなる。

この点、承認という論理についての言述ではないものの、学説においては、理論上は ICJ などの国際裁判所判決の既判力が国内裁判所に及ぶ可能性が認められている。Schreuer は、国内裁判所で、前訴たる国際裁判所と全く同じ法的問題が同じ当事者間で争われた場合、前訴たる国際裁判所の判決がその問題について律し続けている（continues to govern the matter）とみなす事は難しい事ではないとし、このような前訴たる（国際裁判所）判決の将来に向けての（国内裁判所に対する）効力は、既判力原則の発現以上の何物でもない⁽⁵⁴⁾と述べる。

しかし、このような ICJ 判決の既判力の適用は現実性に乏しいという問題がある。Schreuer も ICJ 判決の既判力が国内裁判所に対して及びうることを主張しながら、国際裁判所と国内裁判所との関係を先例拘束性や既判力といった単純な原則に依拠して語ることは、現実的な結果を生み出さないとしている⁽⁵⁵⁾。また紛争の主題は実質的に同じかもしれないが、当事者は異なるであろうし、争

点もまったく異なる側面を有するであろうことから、国際裁判所の判決の既判力が国内裁判所に及ぶことはないとの指摘もある⁽⁵⁶⁾。

そのように考えれば、本稿で検討したいいくつかの事例（上述 II.3. (a) (b)）において ICJ 判決の承認を得ようとすることは、前訴たる ICJ での訴訟と後訴たる国内裁判所における訴訟の当事者や紛争主題が同一ではない以上、仮に国内法において ICJ 判決の承認が形式上認められていたとしても、現実的には困難であるということになろう。

しかし上述のようにこれらの事件で問題となった ICJ 判決は、もともとは個人と被告国の国内法秩序における紛争であったものが、個人の国籍国による外交的保護権の行使によって国際法平面に移ってきたものであり、個人の権利が ICJ では認められるが国内では認められないということは、広い意味での法律関係の安定や当事者の権利保護という観点からは疑問の残る結論ではある⁽⁵⁷⁾。それゆえ、ICJ 判決の既判力を国内において通用させる可能性を認める立場は、既判力の原則や判決の承認の制度により確保される「法的安定性」や「当事者の権利保護」の必要性を広く捉え、これらが国際法秩序と国内法秩序の境界を越えて求められるという考えであると理解できる。

このような観点から着目されるのは、既判力の前提となる「同一当事者」および「同一紛争主題」の要件を緩和して、国際裁判所と国内裁判所の関係を既判力の原則によって調整しようと試みる Shany の主張である。以下セクションを変え、Shany の主張を検討する。

(c) 既判力の範囲の拡張可能性

Shany は、ICJ 以外の国際裁判所を含む国際裁判所一般と国内裁判所の管轄権関係（jurisdictional relations）を調整するために、本稿で検討する既判力の原則を含むいくつかの法理⁽⁵⁸⁾の援用可能性を検討しており、そ

これらの法理を援用するための共通の前提として、上述の二つの要件を挙げ、これらの要件をどこまで厳格に満たさなければならないのかという観点から分析を行っている。

まず「同一当事者」の要件について、①これを厳格に捉え「形式的同一性」を求める立場と、②比較的緩やかに捉え「実質的同一性」を求める立場、そして③その中間の立場があると整理する。①については、並行する訴訟の当事者が同一であることを求めるものであるが、当然 ICJ と国内裁判所の間にはこのような同一性はないため、①の立場に立てば ICJ 判決の既判力が国内裁判所に及ぶことはないということになり、ICJ 判決が国内において承認や執行の対象となることも、原則としてはあり得ないということになる⁽⁵⁹⁾。しかし実際に国際裁判と国内裁判の当事者が同一であることは稀であり、これは、国際法秩序と国内法秩序の境界を越えた形での管轄権調整を不可能にすることと等しい。それゆえ②の立場のように、同一当事者の要件について、これは同一の利益を含む並行する請求を包含するように解すべきだとも考えられるのである⁽⁶⁰⁾。

Shany はこのような立場の違いについて、厳格な形式的同一性を要請することは好ましくないとする。すなわち、このような立場に立てば並行的訴訟調整のためのルールを適用を排除することとなり、それらのルールが守ろうとしていた手続的正義、効率 (efficiency)、そして法的安定性といった政策的利益 (policy interests) を損なうことになると主張するのである。それゆえ Shany は、同一当事者の要件に関しては、形式的に当事者が同じである場合のほか、実質的に同じ利益を代表するほど密接に関連していればよいと解すべきであると提言する⁽⁶¹⁾。

次に、「同一紛争主題」の要件である。一般論として、ICJ 判決の既判力の文脈において「同一紛争主題」であるかどうかは、当該

訴訟において当事国が提起した請求 (claims) によって決定され、かつ限定されるが、請求の同一性については、「申し立て (*petitum*)」「申し立て原因 (*causa petendi*)」の同一性によって判断されるとされる⁽⁶²⁾。この点、上述の同一当事者の要件同様に、申し立てや申し立て原因の同一性を厳格に求めるならば、本稿で検討した事例やその他の関連事例において、ICJ における訴訟において当事国が求めていた国際法上の請求と、国内裁判所において当事者が求めた国内法上の請求が同一である事とは言えないことから、そのような立場に立てば ICJ 判決の既判力が後訴たる国内裁判所において通用すると考えることは困難になる。

他方で Shany も主張するように、形式的には異なる二つの法システムに基づいている請求も、これらが実質的に同一であると捉え、既判力による規律を認めるべきとも考えられる。Shany によれば、ここで「実質的に同一である」かどうかを判断する基準にも二通りの考えがあるとされる。すなわち、①同じ法典 (body of law) を適用しているかどうかで判断する、②同じ実体的な規範的基準及び救済 (substantive normative standard and remedies) を適用しているかどうかで判断する、というものである⁽⁶³⁾。

①は言い換えれば、国内裁判所も国際裁判所も国際法あるいは国内法を適用して判断をしていることで両裁判所における訴訟の請求の実質的同一性が認められるということである。しかし Shany も述べるように、現実問題として本稿における検討の対象となっている諸事例で ICJ と国内裁判所はそれぞれ前者は国際法、後者は国内法を適用して判断を行っており、それゆえ、このような考えに基づいて請求の実質的同一性を認めることは、国際法秩序と国内法秩序が一つの法秩序であると考えられるいわゆる一元論の立場に立たない限りは困難であると思われる⁽⁶⁴⁾。

Shany の整理に基づくもう一つの考えによれば、問題となっている権利や救済の実質（substance）が基準となる。国内裁判所が適用する法典が、競合する国際裁判所が適用する国際法規範と実質的に同じ行動基準（essentially the same rules of conduct）を規律するものであれば、両訴訟における紛争主題は実質的に同一と認められるということになる⁽⁶⁵⁾。形式的な法源を問題としないため、上述の一元論・二元論の問題を回避できるというメリットがあると Shany は指摘する⁽⁶⁶⁾。Shany は、上述の同一当事者の要件についての言述同様に、同一紛争主題の要件についても柔軟な基準が好ましいと述べる。その理由も同様である。すなわち複数の訴訟を規律する既判力などの管轄権調整規則を適用することは、国際法体系の一貫性（coherency）や正統性（legitimacy）を保護するために正当化されるとするのである⁽⁶⁷⁾。

Shany によるこのような主張に基づけば、同一当事者、同一紛争主題の要件が緩和され、ICJ 判決が国内裁判所において承認される可能性が再び生じることとなるが、このような主張を裏付けているのは、上述のような当事者の権利保護や法的安定性といった抽象的な理念であり、このような既判力の拡張を支持する実行が確立しているわけでもないことから、Shany 自身も以上のような理論はあくまで「あるべき法」であるとしている⁽⁶⁸⁾。したがって、そのような既判力の範囲の拡張が法的に確立しているとは言えず⁽⁶⁹⁾、ICJ 判決の既判力が国内裁判所において承認されるという論理はその意味でも困難を抱えていると言えよう⁽⁷⁰⁾。

3. ICJ 判決の国内法平面における執行可能性

以上検討したように、ICJ 判決が国内において承認される可能性は、理論的にも現実的にも低いと言わざるを得ない。他方で II 3. (a) で検討した Socobel 事件において問題と

されていたように、ICJ 判決の内容を国内において強制的に実現する、すなわち ICJ 判決の執行力を国内において認めることができるかという問題については、また別の角度からの議論が必要であろう。

本セクション（III 3.）で検討する、国内法平面における判決の執行可能性の問題は、ICJ 以外の一部の国際裁判所との関係では制度的に確立されている⁽⁷¹⁾。これらの国際裁判所の判決については一定の場合にその判決を内国民訴訟の判決と同様に扱い、国内において執行力を有するものとする義務が条約上規定されている。例えば、国際海洋法裁判所（ITLOS）海底裁判部判決の執行力を規定した ITLOS 規程第39条によれば、当事国は同裁判部判決を、「執行が求められる領域の属する締約国の最上級裁判所の判決または命令と同様の方法で…執行可能なものとする。」とされている。他にも、欧州連合司法裁判所（CJEU）について、同趣旨の規定が存在し、どのような形で執行力を認めるかは各国に委ねられているものの、これらの国際裁判所判決について当事国は必要な場合に執行力を認めなければならないのである。

その意味では、ICJ についてもその判決の執行力を一定の場合に条約や国内法で認めることは、理論上は不可能ではないと考えられる。しかしここにはやはり現実的問題がある。すなわち、ICJ 以外の一部の国際裁判所について、一定の判決の執行力が明文で認められているのは、当該裁判所が一定の場合に、私人を当事者とした、国内の民事訴訟に相当する内容の判決を下すことが設立当初から想定されているためである。この点は、CJEU や ITLOS 海底裁判部の判決についても執行力が認められる場合が非常に限定的な場合であり、なおかつこれがそれぞれの設立条約に明記されていることから明らかである⁽⁷²⁾。

他方で ICJ の場合、これらの国内裁判所と

はそもそもその設立目的や機能を異にする。ICJはあくまでも国際紛争、特に国家間紛争の平和的解決のために設立された機関であるため、そもそも国内での執行力が問題となりうるケースが当初から想定されていたと言いはし難い⁽⁷³⁾。近年国際法自体における個人の権利や人権の重要性の認識が高まっていることや、それに伴いICJにおいても個人の権利を問題とする事例が増えてきていることを踏まえても、これらの事情が設立条約によって定められているICJの機能を、判決の執行力を国内において認めることを義務付けるほどに変容させるとは到底考えられないというのが現実であろう。実際に、ICJ判決の国内における執行の可否が現実の問題となったのも上述のSocobel事件PCIJ判決に限られている。これらのことから、現時点での国際法および国際法と国内法の関係に関する法の状況においては、ICJ判決の国内法平面における執行が認められる可能性は、理論的に不可能ではないとしても、現実的にはゼロに近いと言えよう。

IV おわりに

以上本稿では、ICJ判決の国内における承認および執行の可能性について検討を行ってきたが、本稿の検討結果を概観すると、その結論は至極当然のものであり、問題設定の時点で、詳細な検討を行うまでもなく結果は明らかであったとも思われよう。実際に筆者の知る限り、ICJ判決を国内において外国判決等と同様に承認または執行することを認めたり義務付けたりする内容の条約や国内法は存在しない。しかし、このことは本稿で検討したようなICJ判決の承認や執行という問題が、将来においても生じえないということを意味しない。最後にこの点との関係でいくつかの点に触れ、本稿を結ぶこととする。

まず一つは、本稿の最初に述べた国際法と国内法の接近とも呼ばれる近年の状況と国際

法における個人の権利の問題である。外国判決等の承認や執行の制度が国境を越えた当事者の権利保護の要請から設けられているものであることに鑑みれば、ICJ判決の承認や執行という問題設定の背景にあるのは、国際法秩序と国内法秩序の境界を越えた形で、法律関係の安定や個人の権利保護をどのように図っていくのか、あるいは図るべきなのかという、国際法の本質にかかわる問題である⁽⁷⁴⁾。

この点とも関連するが、本稿における検討から見いだせる問題として二点目に触れておくべき点は、多元的な法秩序間の法関係をどのように調整していくかというより大きな問題である。個人の権利が国際法秩序と国内法秩序を架橋して保護されるべきとの考えは、両法秩序の関係を、形式的にあるいは実質的に同一の法秩序と見なす考えと親和的であろう。しかしShanyの主張を整理した上記III3.(c)において触れたように、実際にはそのような考えは実証できず、他方で両者を完全に分断された別の法秩序であるとも考えることも現実を反映していないとして批判されることるのである。

この点、国際法秩序と国内法秩序の関係についてのこのような説明を「静的」であるとし、より「動的」に法の在り様を考えるべきとの主張もなされている⁽⁷⁵⁾ところであるが、ごく最近では、国際法と国内法の関係（や多元的な法秩序間の関係）をあくまでも規範的に説明しようとする論者も散見されるようになってきている⁽⁷⁶⁾。これらの状況に鑑みれば、やはり国際法秩序と国内法秩序の関係をどのように捉えるべきか（あるいはそのような捉え方自体を改める必要があるのか）という問いに対する答えは定まらず、それゆえICJ判決の承認や執行を認めなかった国内裁判所が正しいのか、これを認めるべきと主張する学説が正しいのかについて、現時点で結論を出すことは困難である⁽⁷⁷⁾。

このように、本稿で検討したICJ判決の承

認と執行という問題を含め、ICJ 判決の国内法秩序における効力が問題となった諸事例は、これまでの国際法学が探究してきた国際法と国内法の関係という難問が新たな形で表出してきたものと言え、その意味でこれらの事例の評価も、今後の実行や学説の展開を踏まえながら不断に見直されていかなければならないものであろう。

注

- (1) このような事例については、小野昇平「グローバル化時代における国際司法手続と国内司法手続の交錯」GEMC ジャーナル No. 3 (2010年) 16頁；同「国際司法裁判所判決の国内裁判所における法的効果に関する一考察(一)」法学74巻2号(2010年)1頁(以下、法学①)；同「国際司法裁判所判決の国内裁判所における法的効果に関する一考察(二・完)」法学74巻4号(2010年)85頁(以下、法学②)；同「国内裁判所による国際司法裁判所判決の履行における国内法上の制約—イタリア国内裁判所の事例を素材として—」東北法学43号(2014年)1頁、同「国際司法裁判所判決の国内法秩序における効力」世界法年報第35号(2016年)109頁(以下、世界法年報)参照。また、国内機関に対する具体的な行動を命じてはいないものの、個人の国際法上の権利を問題とし、当該権利侵害によって生じた損害の賠償を命じた事例もある。*Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2010, p. 639*。また、本案判決前に取り下げになった事例ではあるが、国内刑事捜査と訴追の取り消しを求めて訴訟が提起された事例もある。*Certain Criminal Proceedings in France (Republic of the Congo v. France), Order of 16 November 2010, I.C.J. Reports 2010, p. 635*。さらに、最新の事例として、パキスタンの軍事裁判所において死刑判決を受けた個人が国際法に反した取り扱いはを受けたとして、当該軍事裁判所判決の再審および再検討が命じられた事例が挙げられる。*Jadhav case (India v. Pakistan), Judgment of 17 July 2019, available at, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/168/168-20190717-JUD-01-00-EN.pdf>*
- (2) 葉師寺教授は、この点が明確でないにも関わら

ず ICJ が個人の国際法上の権利とそれに対する侵害を認定したことの意義を問うている。葉師寺公夫「国際司法裁判所における個人の権利の認定とその法的効果に関する覚書(1)」立命館法学2014年3号(2014年)294頁。

- (3) 典型的な事例がアメリカによる領事関係条約違反を認定し、その法的帰結として国内刑事裁判のやり直しを命じたアヴェナその他のメキシコ国民事件判決であろう。*Avena and other Mexican Nationals, Merits, I.C.J. Reports 2004, p.12*。
- (4) 条約法条約第27条、国家責任条文第32条参照。
- (5) 前掲注1記載の諸論稿参照。
- (6) この点については小野「前掲論文」(注1、世界法年報)110-111頁参照。また岩沢教授は条約と国際慣習法の国内法秩序における適用については、“direct applicability”の語を使用するが、国際裁判所の判決に対しては、“direct enforceability”の語を使用されている。このような使い分けの理由が明確に説明されているわけではないが、国際裁判所判決それ自体の国内的効力や自動執行性(岩沢教授は「直接適用可能性(direct applicability)」の語を使用されるが、本稿においては同義のものとして記述している)という理解の仕方に留保を付しているものと考えられる。Y. Iwasawa, “Domestic Application of International Law”, *Recueil des Cours*, tome 378, (2016), pp. 213 et seq.
- (7) ここで「外国判決等」とは、少なくとも外国判決、外国仲裁判決、内国仲裁判決を含む。以下同。
- (8) 「内国において認める」とこの意味については、外国判決の効力が内国へ拡張されるという説明のほか、「外国判決に内国判決に代わる機能を与えること」であるとの説明もある。いずれの説明が正しいかは本稿の目的から離れるが、いずれの説明も承認制度の存在意義については共通している。高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂、2011年)137-138頁。また、芳賀雅顯「外国判決の効力—総論的考察」法学研究83巻1号(2010年)参照。
- (9) 中野貞一郎、下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年)179頁。小島武司、高桑昭(編)『註釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年)256頁。
- (10) 兼子一他『条解民事訴訟法[第2版]』(弘文堂、2011年)619-620頁。
- (11) 中野貞一郎『民事執行法(新訂第四版)』(青林書院、2000年)173頁。このような外国判決等の

- 執行力については、①外国判決の執行力が承認によって国内において認められることの帰結であるとする見解（兼子他、同上、622頁）と、②それとは区別される特別の制度であるとする見解（中野・下村『前掲書』（注9）192-193頁）が見られる。
- (12) 高桑『前掲書』（注8）137-139頁、兼子他、同上、619頁、中野、同上、13頁。
- (13) 中野、同上、173頁。
- (14) 同上、174頁。
- (15) 民事訴訟法第118条3項。民事執行法第24条3項。同趣旨の要件は日本のみならず諸外国における判決承認制度においても設けられている。鈴木忠一、三ヶ月章（編）『注解民事執行法』（第一法規、1984年）368頁。また外国仲裁の承認に関するニューヨーク条約第4条においても、承認・執行が求められる国の公序に反する場合にはこれを行わなくてもよい旨が規定されている。
- (16) 岩沢雄司『条約の国内適用可能性—いわゆる“SELF-EXECUTING”な条約に関する一考察』（有斐閣、1985年）296-297頁。
- (17) 国内的効力や自動執行性を認めるという方法を含むICJ判決の履行について、これを国内基本権との抵触を理由にして拒否するという事例も存在する（小野「前掲論文」（注1、世界法年報）参照。またCJEUとの関係でこのような点が問題となった事例もある。小野昇平「国内裁判所による「対抗限界」論の国際法上の意義に関する一考察—欧州連合司法裁判所 Taricco I・II 事件先決裁定を素材として—」青森法政論叢19号（2018年）参照。）。このような論理は公序を理由とした判決の承認・執行の拒否と類似しており、その意味では、特にICJ等の判決については、これが国際法上履行義務を発生させるものであるという点と、これが条約や国際慣習法そのものではなく、それを解釈適用した結果として下された「判決」であるという点が、混在していることが、問題を複雑にさせているとも言えよう。
- (18) そのため、承認や執行といった論理に基づかずにICJ判決の国内法秩序における効力を認めた国内裁判所の事例が、結果を見れば判決の承認の場合と同様の結果をもたらしているとしても、それは後述するような形でICJ判決の既判力等を承認したということと同視することはできず、ICJ判決の承認や執行という論理を採用した事例としては評価できないということに留意する必要がある。
- (19) Société Commerciale de Belgique, *PC.IJ., Series A/B*, No. 78.
- (20) “Socobel” v. Greek State, *International Law Reports*, vol. 18, (1951), p.3.
- (21) See ex., Y. Iwasawa, *supra* note 6, p. 218; C. W. Jenks, *The Prospects of International Adjudication*, (1964), pp. 708-709.
- (22) Société Commerciale de Belgique, *supra* note 19, pp. 165-170.
- (23) *Ibid.*, pp. 173-176.
- (24) *Ibid.*
- (25) 厳密には、PCIJは仲裁判断の有効性を認めただけであり、PCIJ判決自身がSocobelのギリシャに対する債権を認めただけではないが、ブリュッセル民事裁判所はこの点の違いを指摘しつつ、上述のような判断を下したのである。
- (26) Torres v. State, No. PCD-04-442, (order granting stay of execution and remanding for evidentiary hearing), *available at*, <http://www.debevoise.com/publications/pdf/StayofExecutionandRemandingCase.PDF> [Hereinafter, Torres Remanding case].
- (27) K. Bradley, “Enforcing the *Avena* Decision in U.S. Courts”, *Harvard Journal of Law & Public Policy*, vol. 30, (2006), p. 119; H. L. Finstuen, “From the World Court to Oklahoma Court: The Significance of Torres v. State for International Court of Justice Authority, Individual Rights, and the Availability of Remedy in Vienna Convention Disputes”, *Oklahoma Law Review*, vol. 58, (2005), pp. 274-275.
- (28) Torres Remanding case, *supra* note 26, Concurring Opinion of Judge Chapel, p. 3.
- (29) 22 Okla. Stat. § 1089(D) (2) (2001).
- (30) Finstuen, *supra* note 27, pp. 274-275.
- (31) Torres Remanding case, *supra* note 26, Concurring Opinion of Judge Chapel, pp. 3-5.
- (32) *Ibid.*, p. 5.
- (33) R. P. Alford, “Federal Courts, International Tribunals, and the Continuum of Deference”, *Virginia Journal of International Law*, vol. 43, (2003), pp. 686-687.
- (34) Torres Remanding case, *supra* note 26, Concurring Opinion of Judge Chapel, pp. 6-7.
- (35) *Ibid.*, p. 7.
- (36) 小野「前掲論文」（注1、法学②）126-140頁、

- 同「前掲論文」(注1、世界法年報) 115頁。
- (37) 合衆国憲法第4条では、文言上、州と州の関係においてのみこの信頼と信用条項が適用されるとされるが、法律により、このような信頼と信用は州と連邦の裁判所間の関係にも適用される事となり、連邦の裁判所は州の裁判所の判決に対しても十分な信頼と信用を与えなければならないとされている。28 U.S.C. § 1738 (1948).
- (38) Alford, *supra* note 33, p. 687.
- (39) 22 U.S.C. § 1650a
- (40) Alford, *supra* note 33, pp. 693-695.
- (41) M. E. O'Connell, "The Prospects for Enforcing Monetary Judgments of the International Court of Justice: A Study of Nicaragua's Judgment Against the United States", *Virginia Journal of International Law*, vol. 30, (1990), pp. 917-920.
- (42) 田岡良一『国際法III(新版)』(1973年) 134-144頁; 田畑茂二郎『国際法新講 下』(1991年) 210-213頁。
- (43) ブリュッセル民事裁判所の判決は1951年であり、当時すでに国際連合が発足していたが、PCIJ判決自体は1939年に下されており、この判決の履行に適用される規定は国際連盟規約13条である。
- (44) S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court 1920-1996, Volume I, the Court and the United Nations*, (1997), pp. 216-217.
- (45) Alford, *supra* note 33, pp. 693-695. ただし、Alfordが主張している十分な信頼と信用条項に基づく「承認」の問題と、外国判決の「承認」の問題は厳密には別問題である。すなわち、アメリカにおける外国判決の承認は、“comity of nations”によってその可否が決定されるとされている。ここでcomityとは、絶対的な義務でもなく、単なる礼譲や善意でもないとして説明され、外国判決を承認するための根拠であるとされている。Hilton v. Guyot, 159 U.S. 113 (1895). Comityの概念が絶対的な義務を課すものでない以上、原則として外国裁判所は国内において効力を有さないが、comityの観点から特別にこれを認めることとし、ただし、外国判決の効力を認めることが適切でないとする事由に該当する場合にはその限りではないとされるのである。Ibid; *Restatement (Third) of Foreign Relations Law* § 482 (1987). 他方、十分な信頼と信用 (full faith and credit) の目的について連邦最高裁は「それぞれがお互いの法に基づいて、または司法手続によって創設された義務を無視することができるという、独立した外国国家としての州の地位を変容させることであり、そしてこれらの州を一つの国家の不可欠の一部とすることである」と説明している。Milwaukee County v. M.E. white Co., 296 U.S. 268, 277 (1935). このような最高裁の説明から、十分な信頼と信用条項は、外国判決の場合の「原則効力はないが、一定の場合例外的に承認される」という論理を、州の裁判所およびICSID仲裁については特別に「原則として効力を認めなければならない」としたものであり、その根底にあるものは外国判決の承認の制度であると言える。したがって、十分な信頼と信用条項に依拠するAlfordの主張も、ICJ判決の国内裁判所における法的効力を、外国判決等の承認・執行となぞらえて考える、「承認・執行アプローチ」に含むことができると言える。もっとも、AlfordやChapel判事がcomityではなく十分な信頼と信用条項に依拠したのは、承認の対象として問題となっているICJ判決の内容が、刑事裁判の再審および再検討という、通常の外国判決等の承認・執行が想定していない問題であったことも理由と考えられる。
- (46) Alford, *ibid.*, pp. 697-698.
- (47) Torres Remanding case, *supra* note 26, Concurring Opinion of Judge Chapel, p. 5.
- (48) 上述のように、PCIJが認定したのは仲裁判断の有効性であり、Socobel社が有する債権を確定させたのはその仲裁判断である。その意味では本来求められるべきは有効性を認定された仲裁判断それ自体の執行であるが、この仲裁判断がexequaturを有していないため、Socobel社は、国家として拘束されるPCIJの判決について、執行許可状がなくてもこれに対する執行力の付与を認めるよう主張していたのである。“Socobel” v. Greek State, *supra* note 20, p. 4.
- (49) 外国判決については、高桑『前掲書』(注8) 137-138頁。外国仲裁判断については前述のニューヨーク条約があり、多くの国が当事国となっているが、これも同条約に規定される特別の規則である。
- (50) 上述のように、外国判決等の承認・執行は民事訴訟において問題となるものであり、例えば本稿で検討したTorres v. State事件のように、ICJ判決において命じられた国際法違反の刑事裁判について

- ての再審・再検討を実施することが、そもそも外国判決の承認・執行の制度の枠内の問題であると考えるのは難しいようにも思える。日本の民事訴訟法、民事執行法上「外国」の中には、外国の共同体、国際機関をも含むとされる（兼子他『前掲書』（注10）、624頁、中野『前掲書』（注11）176頁）ものの、ここいうところの「外国の共同体、国際機関」として想定されているのは後述する欧州連合司法裁判所（CJEU）である。高桑昭「外国判決の承認および執行」鈴木忠一、三ヶ月章（監修）『新・実務民事訴訟法講座7』（日本評論社、1982年）133、147頁。これに加えて、国際海洋法裁判所海底裁判部も含まれよう。この点は判決の執行との関係で後述する。また上述のように（II(3)(c)）外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約の解釈上、ここでいう「外国仲裁判断」にICJ判決は含まれないとされている。
- (51) その意味では、次章で検討するように、ICJ判決の国内的効力を、上記条約規定の自動執行性を根拠に認める主張であるとも捉えられ、したがって、必ずしも「十分な信頼と信用」条項に依拠する必要は無かったようにも思える。Alford, *supra* note 33, pp. 693-697.
- (52) 条約の自動執行性を認めるかどうかは各国によって異なるものの、Alfordが想定するアメリカにおいてこれらの条約の自動執行性を認める判例は少なくとも連邦最高裁レベルでは存在しない。またそもそもこれらの条約が自動執行性を有するかどうかという問題に加え、条約が自動執行性を根拠にICJ判決の自動執行性を認めるとすれば、ICJ判決それ自体の内容が不問になりかねないという問題もある。これらの点については小野「前掲論文」（注1、世界法年報）115頁参照。
- (53) ICJ判決が国内民事裁判と同様に形成力や構成要件的効力、その他の効力を有しうるかについては、そもそも国内民事訴訟の場合とICJにおける訴訟の場合とでは、下され得る判決の類型が異なり、それゆえICJ判決について既判力以外の効力を法的に観念できるかは慎重に検討する必要がある。本稿ではこの点については問題の認識に止め、疑いなく問題となりうる既判力に絞って以下検討を行うこととするが、仮にこれら既判力以外の効力が観念しうるとしても、その承認や執行に必要な条件は既判力の場合と同様であり、またこれらの効力が国際法秩序と国内法秩序を架橋して
- 通用することの問題も同様であると考ええる。
- (54) C. H. Schreuer, “The Authority of International Judicial Practice in Domestic Courts”, *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 23, (1974), p. 700.
- (55) *Ibid.*, p. 683.
- (56) J. Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, (8th ed., 2012), p. 60.
- (57) 同様の問題認識として薬師寺「前掲論文」（注2）参照。
- (58) Shanyは、国際裁判所と国内裁判所の管轄権を調整する法理として、裁判管轄の選択に関するルール（choice of forum rules）と、複数訴訟を規律するルール（multiple proceedings-regulation rule）、そしてその他のルールに分類する。法廷地選択に関するルールとしては、裁判管轄選択の自由の原則（freedom of choice principle）と、それを制限する、排他的管轄や残余管轄を定める特別の合意を挙げる。複数訴訟を規律するルールとしては、*Electa una via*（単手段選択）原則、*Litispence*（二重訴訟禁止）原則そして本稿で検討する *Res Judicate*（既判力、覇束力）原則を挙げている。Shanyは結論としてこれらの原則によっては管轄権の調整が困難であることを認め、その他として挙げられていた *comity* と *abus de droit*（権利濫用）による柔軟な解決が望ましいとしている。Y. Shany, *Regulating Jurisdictional Relations Between National and International Courts*, (2007), p. 145, et. seq. なお、これらの原則は、国際裁判所と国内裁判所間の管轄権調整のみならず、多様な国際裁判所間の関係調整にも援用されうる。山形英郎「国際裁判所の多様化」国際法外交雑誌104巻4号（2005年）37頁。
- (59) Shany, *ibid.*, pp. 133-134.
- (60) C. Schreuer, *Decisions of International Institutions before Domestic Courts*, (1981), p. 331.
- (61) Shany, *supra* note 58, pp. 136-137. Shanyはこのように述べながら、当事者自治（party autonomy）の重大な侵害や多様な利益を有する当事者の裁判所へのアクセスを不当に制限することになるような過度の緩和も望ましくないとする。*Ibid.*, p. 137.
- (62) Dissenting Opinion of Judge Anzilotti, *Interpretation of Judgments No. 7 & 8 (Chorzów Factory)*, *P. C.I.J. Series A*, no. 13, p. 23. また、玉田大「国際裁判における判決解釈手続」岡山大学法学会雑誌56

- 卷3・4号30頁、山形「前掲論文」(注58) 54頁。
- (63) Shany, *supra* note 58, p. 141.
- (64) *Ibid.*, p. 142.
- (65) *Ibid.*, pp. 141-142.
- (66) *Ibid.*, p. 143.
- (67) *Ibid.*
- (68) *Ibid.*, pp. 136, 143.
- (69) そもそも、このような形の既判力の通用が認められるとして、その根拠となる法の法源は何かという根本的な問題も残されている。
- (70) また仮に既判力のこのような形での拡張が認められるとしても、判決の承認および執行の制度を用いるからには、当該既判力を国内において承認することが、その国の公序に反する場合にはその効力はやはり認められないということになる。
- (71) 執行力を認めるという点に限定せず、アメリカにおいて様々な国際裁判所の判決等がどのように尊重 (deference) されているかを論じたものとして、Alford, *supra* note 33, p. 676. ここでは ICSID、ニューヨーク条約の対象となる外国仲裁、CJEU の先決裁定および現在の EU 運営条約第299条に基づく判決の執行が、それぞれ異なる論理に基づくが、国内における効力の承認または執行が問題とされるものとして挙げられている。J. A. Usher, *European Court Practice*, (1983), p. 253; L. N. Brown, F. G. Jacobs, *The Court of Justice of the European Communities* (2nd ed., 1983), p. 207; H.G. Schermers, D. F. Waelbroeck, *Judicial Protection in the European Union*, (6th ed., 2001), p. 745. この他、国際海洋法裁判所規程第39条や海洋法条約付属書Ⅲ第21条2項においては、海洋法裁判所の深海底裁判部判決の執行力について規定されている。F. O. Gomez Rocha, *The International Tribunal for the Law of the Sea; Jurisdictional and Procedural Issues Relating to the Compliance with and Enforcement of Decisions*, (2001), p. 242
- (72) 小野「前掲論文」(注1、法学①)8-20、31-42頁。
- (73) 同上、55-56頁。
- (74) その意味で、繰り返しになるが、ICJ 判決が履行されないことが問題であるから、国内的効力や自動執行性といった理論に依拠して国内法秩序における効力を認めるというのが従来までの視点であるならば、本稿で検討した ICJ 判決の承認や執行という問題は、最初に述べたように、それとは視点を異にするのである。
- (75) 寺谷広司「グローバル化時代における法の把握—調整理論の現代的展開」論究ジュリスト23号(2017年) 35頁。
- (76) P. Glagl, *Legal Monism: Law, Philosophy, and Politics*, (2018); L. Kirchmair, “The Theory of the Law Creator’s Circle: Re-Conceptualizing the Monism-Dualism-Pluralism Debate”, *German Law Journal*, vol. 17, no. 2, (2016), p. 204; L. Kirchmair, “Who Has the Final Say? The Relationship between International, EU and National Law”, *European Journal of Legal Studies*, special issue, (2018), p. 72.
- (77) 承認や執行を認めることが結果として ICJ 判決の履行につながることから、これを認めるべきとする Chapel 判事や Alford の主張は、国際法秩序と国内法秩序を架橋して承認や執行を認めることがもたらす問題に対する十分な説明を行っていないのである。